

福岡北九州高速道路公社 一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を変更する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：令和13年3月31日までに、年次有給休暇の取得率（取得日数／付与日数を85%以上とする。

<実施時期・取組内容>

令和8年5月～

全ての部署に対して、年次有給休暇の取得を促し、取得計画を立てさせることで、年次有給休暇を取得しやすい環境を作る。また、月毎に年次有給休暇の取得状況を掲示し、取得を促す。

目標2：令和13年3月31日までに、職員全員の平均所定外労働時間を1人当たり年間150時間未満とする。

<実施時期・取組内容>

令和8年4月～

所定外労働時間について衛生委員会の議題として扱い所定外労働の多い部署を全社的に把握し、該当する部署の管理職へのヒアリング等を実施し問題点を精査する。また、各所属長宛に所属別の平均所定外労働時間数を毎月周知することで、管理職に対し部下の状況把握及び時間外労働短縮への意識向上を促す。

目標3：令和13年3月31日までに、男性社員の1か月以上の育児休業取得率を、80%以上とする。

<実施時期・取組内容>

令和8年4月～

出産・育児に関する支援制度について定期的に案内し、全社への周知を徹底するとともに、配偶者が出産した男性社員とその所属長には人事係から個別に案内を行い育児休業の取得をすすめる。（随時実施）